○関東地方整備局告示第九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
あきる野市牛沼字飛鳥山五九九番一地内から五二・六七メートル～七〇・二八キロメートル	前	〇・〇四四
五三・二四メートル～八七・八五キロメートル	後	〇・〇四四

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○中部地方整備局告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局高山国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四十一号　岐阜県下呂市金山町下原地先から岐阜県下呂市小川地先

(二) 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　シーシーエヌ株式会社　代表取締役　井上　泰然

住所　岐阜県岐阜市須賀一丁目二番十六号

(三) 他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道四十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道四十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四) 管理の期間　平成三十年二月二十八日から本協定の存続する日まで

○中部地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯田市上久堅九〇二九番四から同市上久堅三八三七番一まで	前	一三・〇〇メートル～一三二・四六メートル
	後	一三・〇〇メートル～一三二・四六メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	BA 八・五〇メートル～一三八・四〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・五〇メートル～一三八・四〇メートル	
		〇・〇〇キロメートル～三〇二・〇〇キロメートル	
		四七・一二七キロメートル～四三・六八二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年四国地方整備局告示第四十三号松山広域都市計画公園事業九・六・一号愛媛県営総合運動公園

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	阿久根市西目字新田一一一六番六から同市西目字新田一一六番八まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
五十七号	宇城市三角町三角浦字瀬戸一〇〇五番一から同市三角町三角浦字石場九二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十八日